

施策 14-5 誰もが安心して学べる教育の推進

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

複雑化・多様化する教育的ニーズに対応し、不登校児童生徒や外国につながる児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が適切に実施され、誰もが安心して学べる環境が整い、将来の社会的自立に向けた力が育まれています。また、通学時の安全を確保する取組等が進むとともに、非常時であっても、安全・安心を確保しながら学びを継続していくことのできる体制が整っています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、不登校総合支援センターにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して機能強化に取り組んでいます。
- ・多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおいて、社会的自立に向けた支援を引き続き行うとともに、オンラインによる相談や訪問型支援に取り組んでいます。
- ・不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備するため、校内教育支援センターの整備に取り組むとともに、フリースクール等を利用する経済的事情のある世帯の児童生徒等への利用料の補助を行っています。
- ・誰一人取り残さない教育の実現に向けて、不登校学齢生徒の多様な教育機会を確保するため、県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)について「学びの多様化学校」の指定に向けた申請を行っています。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、県内すべての教育支援センター(22センター)にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、8地域9センターに重点的に配置し、支援体制の強化を図っています。また、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行っています。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンス力を育む取組を県内17校で実践するとともに、継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムの作成に取り組んでいます。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、スクリーニングの手法を活用した取組を、3市6校、1県立高等学校で実施しています。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・散在地域等の小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、民間企業と連携してオンラインを活用した日本語教育を実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援を実施しています。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援を行うとともに、小中学校に巡回相談員を派遣して、日本語指導や適応指導、保護者への支援を行っています。
- ・高等学校では、入学後の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得等を推進するとともに、外国人生徒支援専門員等による学習支援を行っています。また、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深めるセミナー(3校で、10月から12月に実施)や、教職員が日本語指導について学ぶ研修会(年間2回、6月・12月実施)等を開催しています。
- ・令和7年4月の県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)の開校に向け、7月から施設の改修工事を行っているほか、教員等を構成員とする開校準備委員会においてカリキュラムの検討を行うなど、必要な取組を進めています。また、引き続き夜間中学体験教室「まなみえ」を県内2ヶ所(津、四日市)で実施しています。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修を行う取組を進めています。
- ・公立学校の教員を対象に校種別に、交通安全や防犯についての講習会を行い、指導力向上に取り組んでいます。
- ・学校安全ボランティアであるスクールガードを養成するとともに、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組んでいます。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度		7年度	8年度	6年度の 評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
不登校児童生徒が、学校内外の機関等に相談等をした割合						①	
—	小学生 78.3% 中学生 71.6% 高校生 62.1%	小学生 81.0% 中学生 75.8% 高校生 64.2%	小学生 83.7% 中学生 80.0% 高校生 66.3%	—	小学生 86.4% 中学生 84.3% 高校生 68.4%	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	—
小学生 72.9% 中学生 63.2% 高校生 58.0% (2年度)	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9%	小学生 63.5% 中学生 60.4% 高校生 49.2% (暫定値)	—	—	—	—	—
日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合						①②	
—	小学校 80.0% 中学校 80.0% 高等学校 60.0%	小学校 90.0% 中学校 90.0% 高等学校 70.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 80.0%	—	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 90.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	—
小学校 78.8% 中学校 74.6% 高等学校 52.6%	小学校 79.0% 中学校 90.9% 高等学校 62.5%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 68.8%	—	—	—	—	—
通学路の安全対策が実施された箇所の割合						③	
—	97.5%	100%	100%	—	100%	100%	—
95.1%	97.0%	97.4%	—	—	—	—	—

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① 不登校の状況にある児童生徒への支援

- ・不登校の多様な相談に対応し、適切な支援につなげるため、「不登校の子どもの保護者相談会」を引き続き実施するとともに、多様なニーズに対応するため、県立教育支援センターにおい

て、社会的自立に向けた支援、オンラインによる相談、訪問型支援に取り組みます。

- ・不登校から学校復帰する段階や不登校の兆候がみられる児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談支援を受けることができるよう、校内教育支援センターの一層の整備促進に向けて取り組むとともに、フリースクール等を利用する児童生徒等への経済的な支援を行います。
- ・誰一人取り残さない教育の実現のため、「学びの多様化学校」の指定を受ける県立みえ四葉ヶ咲中学校を学びの多様化学校として運営するとともに、学びの多様化学校の設置を検討する市町の支援に向けて取り組みます。
- ・地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーが各教育支援センターに対して助言を行います。
- ・児童生徒の自己肯定感やレジリエンス力を育む取組を継続的に実施するため、発展的・応用的なレジリエンス教育プログラムを完成させ、県内各校に周知します。また、潜在的に支援の必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につなげるため、これまで実施してきたスクリーニングの成果をふまえ、スクリーニングの意義やスクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめたサポートブックを作成し、県内各校に周知します。

② 外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成

- ・小中学校における日本語教育の質担保および充実を図るため、オンラインを活用した日本語教育を引き続き実施するとともに、巡回相談員による遠隔支援のさらなる拡充を進めます。また、各市町が実施する初期日本語指導や適応指導などの取組への支援や巡回相談員による日本語指導や適応指導、保護者への支援を引き続き実施します。
- ・高等学校では、日本語指導が必要な外国人生徒が地域において社会的自立を果たし社会の一員として活躍できるよう、生徒の日本語能力に応じた指導等の取組について実践事例を普及するとともに、引き続き、外国人生徒支援専門員等による学習支援に取り組みます。また、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーを開催するとともに、教職員が日本語指導について学ぶ研修会を実施します。
- ・令和7年4月に開校する県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習に取り組めるよう、学校運営に取り組めます。また、北勢地域における学び直しの機会を確保するため、四日市会場において夜間中学体験教室「まなみえ」を引き続き実施するとともに、市町教育委員会と連携し北勢地域における分校・分教室の設置について検討を続けます。

③ 子どもたちの安全・安心の確保

- ・児童生徒の危険予測能力や危険回避能力を育むため、実践地域において、学校安全アドバイザーの指導・助言のもと、通学路の安全点検や安全マップづくりなどを通じた安全教育や教職員研修の実施に向けて取り組みます。
- ・教職員の学校安全に対する知識や意識を高め、各校での取組を充実させるため、小学校および高等学校の教員を対象とした交通安全講習会と、中学校教員を対象とした防犯講習会の実施に向けて取り組みます。
- ・児童生徒が登下校中に事故に巻き込まれる事案が発生していることから、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成およびスクールガードの養成並びに活動支援に取り組みます。
- ・交通安全の未然防止や交通ルール遵守、マナー向上の意識を高めるため、高校生が、自転車の安全利用やヘルメット着用に向けた効果的な取組について意見を交流するとともに、自転車事故の特徴や交通安全に係る講話を通して今後の実践につなげる取組を進めていきます。

4. 主な事業

教育委員会

《（１）不登校の状況にある児童生徒への支援》

①(一部新)不登校対策事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 75,624千円 → (R7) 87,222千円

事業概要:学校へ行くことはできるが、教室に入れないなどの兆候がみられる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が安心して学習、相談支援を受けることができるようにするため、市町教育委員会が行う校内教育支援センターへの指導員配置を支援します。また、フリースクール等で学ぶ子どもたちの体験活動等の支援や、対象フリースクールを利用する経済的事情がある子どもたちへの支援を引き続き行います。

地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内すべての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを任用し、各教育支援センターに対して助言を行います。

レジリエンス教育については、既存のプログラムに加え、発展的・応用的なプログラムを完成させ取組を継続します。また、スクリーニングの手法や意義、スクールソーシャルワーカーとの連携方法等についてまとめたサポートブックを作成し、県内各校に周知します。

《（２）外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成》

①社会的自立をめざす外国人生徒支援事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 15,674千円 → (R7) 21,546千円

事業概要:外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語等)および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置するとともに、新たに日本語指導アドバイザーを県立夜間中学(みえ四葉ヶ咲中学校)に配置します。

②多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 30,485千円 → (R7) 31,498千円

事業概要:学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。また、市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導等の取組に対して支援を行います。

③夜間中学体験教室運営事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 3,584千円 → (R7) 2,036千円

事業概要:北勢地域における学び直しの機会の確保とともに、県民に対し夜間中学への理解促進を図るため、引き続き体験教室を実施します。

④(新)中学校運営費

(第10款 教育費 第3項 中学校費 2 中学校管理費)

予算額:(R6) - 千円 → (R7) 29,544千円

事業概要:令和7年4月に開校する「みえ四葉ヶ咲中学校」に入学する生徒が、個々の状況に応じていきいきと学習できるよう学習環境の整備や学校運営を行います。

《（３）子どもたちの安全・安心の確保》

①(一部新)学校安全推進事業

(第10款 教育費 第7項 保健体育費 1 保健体育総務費)

予算額:(R6) 2,709千円 → (R7) 2,993千円

事業概要:自転車乗車時のスマホ利用などの交通違反が原因となる事故が起きていることから、高校生が、交通法規の遵守や交通マナーに関する意識の向上とともに自転車乗車時のヘルメット着用率の向上に向けた効果的な取組について、意見交流を行うバイシクルサミットを開催します。また、学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実践地域で通学路の安全点検やデジタル安全マップづくりを実施します。通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

環境生活部

《（１）不登校の状況にある児童生徒への支援》

①私立学校不登校児童生徒支援事業

(第10款 教育費 第8項 私学振興費 1 私学振興費)

予算額:(R6) 900千円 → (R7) 540千円

事業概要:不登校児童生徒の学びの機会確保のため、フリースクールを利用する私立学校の児童生徒等への経済的な支援を行います。